

県有林の管理

御下賜以来、県民福祉の増進に寄与することを基本に、活力ある森林の維持・造成により県土の保全や水資源の涵養等森林のもつ公益的機能の充実強化を図るとともに、林産物の供給などそれぞれの社会情勢の変化や森林に対する県民の様々な要請に応えるための管理経営を行ってきました。しかし、近年、森林のもつ多様な機能の維持増進が強く求められていることから、公益的機能のさらなる充実強化を図り、県民ニーズを反映した森林管理を進めます。

県有林の公益的機能評価額

県有林は、毎年4,440億円(県民1人当たり50万円)以上の公益的機能を発揮しています。

●地球環境保全 (二酸化炭素の吸収)	97億5千万円
●土砂災害防止・土壌保全 (表面浸食防止、表層崩壊防止)	2,765億4千万円
●水源かん養 (洪水緩和、水資源貯留、水質浄化)	1,577億5千万円

※木材等の林産物の生産を除く、森林の有する多面的な機能の内、貨幣評価が可能な物理的な機能の一部について、平成13年11月に日本学術会議が全国の森林を対象に行った評価手法を、県有林に当てはめて算出。

県有林の取り組み

県有林は、世界標準の視点から森林を認証する「FSC™森林管理認証」を公有林としては全国に先駆けて、平成15年に取得し、環境に配慮しながら、森林のさまざまな恵みを社会に提供し、経済的な持続性を確保するよう努めています。

- 認証の概要**
- 認証面積：143,000ha (貸地等の除地を除く全ての県有林)
 - 認証発行日：平成15年4月10日 (平成20年3月12日更新)
 - 認証面積は全国第1位
 - 公有林では全国で初めての認証事業者

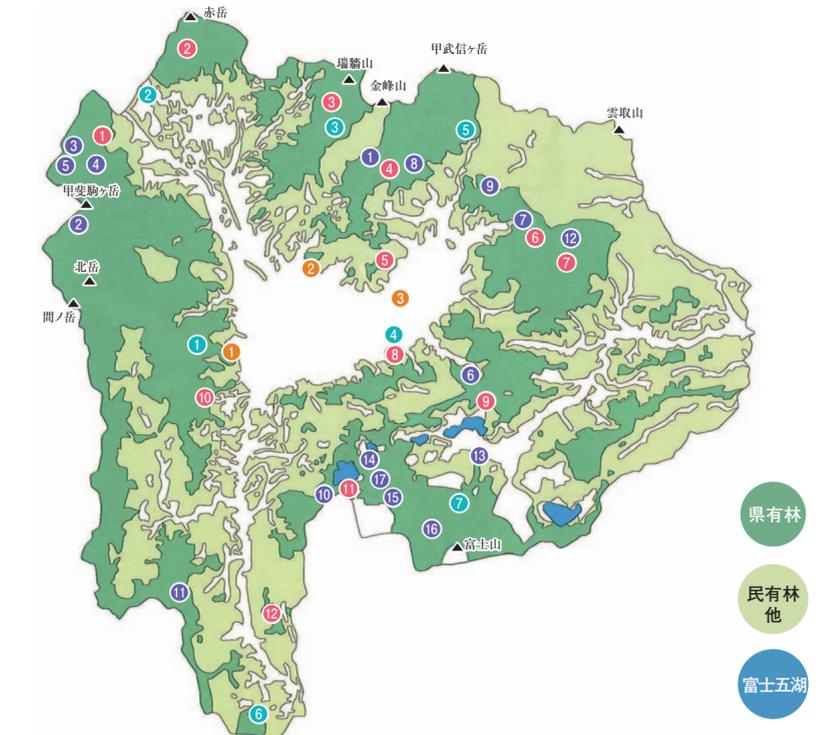
FSC™森林認証とは

地球温暖化、酸性雨、熱帯雨林の破壊など、地球規模での環境問題の深刻化を背景に、適正な森林管理への取り組みが世界共通の課題となっています。こうした中、世界各国の環境団体、社会・経済団体などで構成する国際的なNGO(非政府組織)であるFSC(森林管理協議会：本部ドイツ)では、環境・社会・経済に配慮した適切な森林管理に関する10原則56規準を定め、この原則・規準への適合を審査・認証するとともに、認証した森林から生産される木材にFSCのロゴマークを付け差別化することで、適正な森林管理を促進する仕組みです。

FSC™C012256



県有林の広がりや森林公園等の所在



- 【森林公園】**
- 1 県民の森
 - 2 武田の杜
 - 3 金川の森
- 【見本林】**
- 1 東桑林
 - 2 小淵沢のアカツク
 - 3 木賊峠のカラマツ林
 - 4 稲山のケヤキ林
 - 5 塚本山
 - 6 石合300年の森
 - 7 富士山のカラマツ人工林
- 【森林文化の森】**
- 1 釜無水源の森
 - 2 八ヶ岳の森
 - 3 瑞牆の森
 - 4 乙女高原の森
 - 5 兜山の森
 - 6 大菩薩の森
 - 7 小金沢シオジの森
 - 8 稲山ケヤキの森
 - 9 河口の森
 - 10 十谷の森
 - 11 本栖の森
 - 12 思親山の森
- 【学術参考林】**
- 1 奥仙丈のミズナラ林
 - 2 北沢峠のドロノキ林
 - 3 清水谷の広葉樹林
 - 4 日向山の天然カラマツ林
 - 5 大平のヒメバラモミ・ヤツガタケウヒ群落
 - 6 黒岳のブナ林
 - 7 大菩薩のモミ林
 - 8 仙口のサワラ林
 - 9 鈴鹿山の天然ヒノキ林
 - 10 栃代のミズメ林
 - 11 安倍峠のオオイタヤメイゲツ
 - 12 小金沢のシオジ林
 - 13 剣丸尾のアカツク
 - 14 青木ヶ原のヒノキ林
 - 15 大室山のブナ林
 - 16 富士山の天然カラマツ林
 - 17 青木ヶ原のスギ林

恩賜林御下賜100周年記念事業実行委員会
(事務局：山梨県森林環境部森林環境総務課内)
〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1 TEL 055-223-1634



恩賜林100年の歩み

平成23年3月に、恩賜林は御下賜100周年を迎えました。



県民共有の財産である恩賜林は、明治末期に相次いで発生した大水害の復興に役立てるよう、明治44年に御下賜されました。これが、県土の約3分の1を占める県有林の基になっており、一般には「恩賜林」の名で呼ばれています。このパンフレットでは、県有林のこれまでの100年の歴史と、県有林の取り組みなどを紹介します。

恩賜林御下賜100周年「まもられてるから まもりたい」

御下賜から始まった県有林

明治末期、本県に相次いで発生した大水害により、県民は大変苦しい生活を余儀なくされていました。明治天皇はこの窮状を知り、明治44年3月11日、県下の御料地のほとんどを県の復興に役立てよう本県に御下賜されました。これが県土の約3分の1を占める県有林の基になっており、一般には「恩賜林」の名で呼ばれています。これらの県有林の管理・経営にあたっては、恩賜県有材財産管理条例を定め、模範林として県土の保全と木材生産の二つを柱に進め、今日に至っています。

県有林のすがた

県有林は、県内の22市町村に広がり、本県森林面積の46%、約15万8千haを有し、実に県土面積(約44万7千ha)の35%を占めています。また、その位置は、標高200mから3,400mにわたり、暖帯林から寒帯林までの多様な植生を見ることができます。さらに、富士川(釜無川)、相模川(桂川)など県内主要河川の源流部は、その大部分が県有林であり、急峻な地形や脆弱な地質など、林地の保全を要する森林が多いほか、水源かん養機能が求められ、県有林の81%は水源かん養や土砂流出防備などの保安林等に指定されています。一方、富士山や八ヶ岳などの優れた自然景観を有する県有林は、国立公園や県立自然公園等に46%が指定され、登山者をはじめ、多くの観光客が訪れています。森林資源の状況は、人工林の割合が43%となっており、収穫期を迎える50年生前後の森林の割合が高くなっているとともに、カラマツが最も多く植栽されています。

